

福井県雇用維持事業主応援金支給要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響による危機的な経済情勢において、労働者の雇用維持を図った事業主に対し、「福井県雇用維持事業主応援金」(以下、「応援金」という。)を支給することにより、事業の継続と事業者の支援を図ることを目的とする。

(実施期間)

第2条 応援金の実施期間は、令和2年4月1日から同年6月30日までとする。

(支給対象者)

第3条 応援金の支給対象者は、国の「雇用調整助成金」および「緊急雇用安定助成金」(以下、「国の助成金」という。)の支給決定通知書(以下「国の支給決定通知書」という。)を受け取った事業主で、福井県内の事業所において休業を実施した者とする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者に係る県の納税状況に関する情報により県税の滞納が確認された場合は、県は応援金を支給しないものとする。

この場合、県が、県税に滞納がないことを証明する納税証明書の提出を申請者に通知した日の翌日から一月以内に申請者が納税証明書を提出した場合に限り、県は応援金を支給するものとする。

3 前項後段の通知にもかかわらず、申請者から期限内に県税に滞納がないことを証明する納税証明書の提出がないときは、県は、申請者に対し、申請中の応援金の不支給の決定を行い、通知するものとする。

4 応援金の支給対象者は、申請事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員等が、福井県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しない者であり、上記の暴力団、暴力団員および暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。また、宗教上の組織もしくは団体または政治活動を主たる目的とする法人でないこと。

(算定対象)

第4条 応援金の算定対象となる事業主または常勤の役員等は、国の助成金の算定対象外の者で、原則として、国の助成金の様式特第6号もしくは新特第6号「支給要件確認申立書」の別紙「役員等一覧」の写しまたは役員名簿に記載のある者とする。ただし、個人事業主の場合は、記載のない者も対象とすることができる。

2 応援金の算定対象となる休業日数は、令和2年1月24日から同年6月30日までの国の助成金の支給対象期間において、事業主または常勤の役員等が、通常の勤務時間の全てにおいて業務を行わなかった期間の日数とする。なお、休業のうち、令和2年1月から同年3月の期間であるものは、令和2年4月に実施したものとみなすことができる。

(支給額等)

第5条 応援金の支給額は、以下のとおりとする。

(1) 事業主1人の場合 10,000円 × 休業日数

(2) 事業主・役員(常勤)2人以上 20,000円 × 休業日数

2 前項の規定に関わらず、1企業あたりの支給上限額は、合計50万円とする。

(支給申請等の手続き)

第6条 応援金の支給を受けようとする事業主(以下「申請者」という。)は、別紙「福井県雇用維持事業主応援金 支給申請書」(以下「支給申請書」という。)(様式1)を県に郵送で提出するものとする。

2 申請者は次の各号に掲げる書類を支給申請書とともに県に郵送で提出するものとする。この場合、申請者は(1)および(3)の書類について、原本と相違ないことの証明を行うものとする。

(1) 国の助成金の支給決定通知書の写し(支給決定通知書が到達していない場合は、労働局等に提出した支給申請書の写し。ただし、この場合においても、国の支給決定通知書が到達次第、速やかに写しを県に提出するものとする。)

(2) 事業主・役員(常勤)の休業に係る申告書(様式2)

(3) 国の「雇用調整助成金」に係る様式特第6号もしくは新特第6号「支給要件確認申立書」の別紙「役員等一覧」の写しまたは役員名簿(「緊急雇用安定助成金」の場合は、様式第3号もしくは新第3号の別紙「役員等一覧」の写しまたは役員名簿)

ただし、国の助成金の申請において、小規模事業主用の様式を用いた個人事業主または役員等が事業主のみの事業者の場合は、様式新特小第3号または新小第3号「支給要件確認申立書」の写し。

(4) 振込先口座の預金通帳の写し(金融機関名、本支店名、店番号、口座の種類、口座番号、口座名義(カナ)の記載されているページ。なお、この写しは初回申請時のみ提出するものとする。)

3 申請者は、国の支給決定通知書の日付の翌日から一月以内に支給申請書および添付書類を県に郵送等で提出するものとする。ただし、災害、事故その他やむを得ない事情のため遅延した場合はこの限りでない。

4 県は、支給申請書および添付書類を審査し、支給の可否を決定するとともに支給額を算定し、別紙「福井県雇用維持事業主応援金 支給決定通知書」(様式3)により申請者に通知する。

(応援金の不正受給)

第7条 偽りその他不正の行為により本来受けることのできない応援金の支給を県から受け、または受けようとした事業主に対しては、当該不正に係る応援金について不支給とするかまたは支給を取り消し、当該応援金を不支給とした日、または当該助成金の支給を取り消した日以後三年間、応援金を支給しない。

(不正受給の定義)

第8条 応援金の不正受給とは、詐欺、脅迫、贈賄等刑法(明治40年法律第45号)各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に支給申請書に虚偽の記載を行い、

または偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない応援金を受け、または偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない応援金を受け、または受けようとするをいう。

2 支給申請書および添付書類の記載誤りが故意によらない軽微なものと認められる場合にはこれに該当しない。

(事業主への通知)

第9条 不正受給であることが判明した場合には、県は当該事業主に対し第10条の規定に基づき応援金の返還の手続を行った上で、応援金を不支給とした日または応援金の支給を取り消した日以後三年間、当該事業主に対して応援金等を支給しないこととする旨を「福井県雇用維持事業主応援金支給決定取消通知書(様式4)」により通知する。また、県は不支給措置に係る効果により、当該期間に再び応援金等を受けようと支給申請を行うことは不正行為に当たることを併せて通知する。

(返還)

第10条 県は、応援金の支給を受けた事業主が次の各号のいずれかに該当する場合には、国の助成金支給決定取消通知書の写しに基づき、福井県雇用維持事業主応援金支給決定取消通知書(第1号に該当する場合にあつては様式4、第2号に該当する場合にあつては様式5)により、当該事業主に対して、次の各号に掲げる額に係る支給決定を取り消す旨の通知を行い、返還を請求するものとする。

(1) 当該事業者が偽りその他不正の行為によって応援金の支給を受けた場合

支給した応援金の全部または一部の額および必要に応じて当該事業主以外の事業主に支給した応援金の全部、または一部

(2) 応援金の支給すべき額を超えて応援金の支給をした場合

当該支給すべき額を超えて支払った部分の額

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

(施行期日)

1 この要綱は令和2年5月26日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は令和2年6月12日から施行する。